

気象情報に伴う学校の対応について〈ガイドライン〉

令和3年5月20日より「新たな避難情報等」が内閣府・消防庁から出され、それに合わせて台風接近時の登下校及び臨時休業等について、長崎市及び本校では、下記のような対応となりますのでご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

記

台風

- 1 台風接近により、前日午前10時の気象庁予報で、翌日長崎市が暴風警戒域に含まれ、市内全域にわたって被害が予想される場合や、通学時間帯に暴風警報の発令が予想される場合は、長崎市立小・中学校は一斉臨時休業となります。

その場合は、前日にプリントでお知らせいたします。

なお、前日が休業日等の場合は、tetoruにてお知らせします。

- 2 1によらず台風接近で警報発令が当日であった場合は、以下のようにします。

当日午前7時の時点で、長崎県南部に暴風警報が発令されているときは、臨時休業とします。

ただし、警報が発令されていても、1時間程度で警報が解除されることが予想される場合は、登校時刻を遅らせる等の措置をとる場合があります。

その際は、6時30分までに態度を決定し、tetoruにてお知らせします。

- 3 児童登校後、警報が発令されたり、台風接近に伴う危険が予測されたりする場合は、以下のようにします。

(1) 早めに下校させる。

- ・ 集団下校を行います。その際は、tetoruでお知らせします。
- ・ 早めに下校する場合の下校先をあらかじめ決めておき、お子様に知らせておいてください。

(2) 学校に待機させる。

- ・ 安全が確認できた時点で、集団下校を行います。
- ・ 安全が確認できない場合は、保護者の方にお迎えに来ていただきます。tetoruでお知らせします。

台風以外

【台風が接近していない場合の警報等発令時の対応について】

台風が接近していない場合でも長崎市に「大雨特別警報」「避難情報」等が発令されている場合は以下のような対応になります。

- 1 前日、長崎市に「大雨特別警報」等が発表され、翌日も大きな被害が予想される場合、長崎市立の小中学校は一斉臨時休業となります。

- 2 登校時、中学校区に「高齢者等避難」が発令されている場合は、ご家庭で雨の降り方や家付近の通学路等の安全確認を行ってください。

・ 安全な場合 は→登校させてください。

・ 危険な状況の場合 は→「自宅待機」とし、学校へそのことをお知らせください。この場合、遅刻になりません。安全が確認できたら登校させてください。

- 3 登校時、中学校区に「避難指示」が発令されている場合は、「自宅待機」または自治体の指示に沿った「避難」を行い、解除されたら順次登校させてください。